

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

### 風水害対策の強化について(通知)

標記については、平素から格段の御尽力を頂いているところですが、集中豪雨や台風襲来等の出水期を迎えるに当たり、万全の体制を整える必要があることから、平成 24 年 5 月 9 日付で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から各都道府県防災会議会長あてに「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（中防消第 36 号）が通知されたところです。

貴職におかれましては、貴庁内と貴都道府県内の市町村へ本通知及びその内容について周知徹底を図っていただき、人命の安全の確保を最重点とする風水害対策に万全を期されるとともに、「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づく、災害が発生した場合の迅速かつ的確な報告についてもよろしく御配慮願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 市町村の対策

市町村におかれましては、以下の項目に沿った取組の推進を図っていただくようお願いいたします。

##### (1) 災害応急対策の実施体制の確立

(ア) 降雨時の気象状況及び気象警報や洪水予報、土砂災害警戒情報等の防災情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、速やかに職員の動員配備等を行うとともに、災害情報の収集及び危険箇所の警戒巡視に努めること。また、住民に対しても早急に注意を喚起すること。

災害対策上必要があるときは、災害対策本部の速やかな設置等により、防災体制の強化を図ること。

(イ) 災害応急対策の実施に当たっては、「地域防災計画における地震・津波対策

の充実・強化に関する検討会報告書」（平成 23 年 12 月）や「大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書」（平成 24 年 3 月）、「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会報告書」（平成 24 年 3 月）を踏まえ、防災事務に従事する者の安全確保に留意すること。

(ウ) 被害の発生状況を的確に把握し、被害状況や避難勧告等の情報について必要な事項を都道府県に報告すること。

甚大な被害が発生すると見込まれる場合には、関係機関とも連携し、消防機関の県内相互応援及び緊急消防援助隊の活用など地方公共団体相互の広域的な応援活動により迅速な救助活動等に万全を期すこと。なお、あらかじめ関係機関の連絡先の確認・点検を行うこと。

また、自衛隊の災害派遣要請については、事前に所要の手続きや要件等を都道府県を始めとした関係機関等との間で確認しておき、関係法令及び地域防災計画等を踏まえ、的確に行うこと。

## (2) 避難勧告等の発令

(ア) 避難勧告等に係る発令の具体的な判断基準等を未だに定めていない市町村にあっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 17 年 3 月）」、「「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の周知徹底について（平成 21 年 5 月 22 日 4 府省庁共同通知）」、及び「災害時の避難に関する専門調査会報告（平成 24 年 3 月）」等を参考にして、避難勧告等に係る発令の判断基準等を主体的かつ速やかに作成すること。また、既に発令の判断基準を定めている市町村にあっては、現在の判断基準がガイドラインに沿った具体的なものとなっているかについて再点検を行うとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

気象状況、災害の状況及び地域の実情に応じ、避難勧告等の必要性を総合的に判断できる者が迅速かつ的確に対象地域の住民に発令等を行えるような体制をあらかじめ整えること。

また、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む災害時要援護者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるように体制の整備等（避難準備情報の活用など）に平素から努めること

(イ) 避難勧告等の発令に当たり、大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報等の気象に関する情報を、重要な判断材料にすること。また、あらかじめ定めた基準に基づき適正な運用を行うこと。

避難勧告等が迅速かつ的確に発令できるよう、防災情報の収集・活用に努めること。この際、防災情報提供システム（レーダー・降水ナウキャスト、土砂災害警戒判定メッシュ情報等）（気象庁）、川の防災情報（国土交通省）、土砂災害情報提供システム・河川・洪水情報システム等（各都道府県）等の活用を図るとともに、都道府県や气象台、河川管理者等他の防災機関との連携を密にすること。

特に、市町村長が气象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に

交換することができるようにするなど、都道府県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておくこと。加えて、同一の水系を有する上下流の市町村間については、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、平素から連絡体制を整備すること。

### (3) 避難勧告等の伝達

(ア) 避難勧告等の防災情報の伝達に当たっては、防災行政無線、緊急速報メール等の活用や、消防機関、自主防災組織等を通じた伝達など、効果的かつ確実な手段を複合的に活用し、要援護者を始め、対象地域の住民等に確実に伝達すること。各市町村域内の滞在者に対しても、より確実に避難情報等を伝達することができるよう努めること。また、住民等の安全確保行動の判断に活用しやすいよう、住民等の立場に立ったわかりやすい情報提供に努めること。

(イ) 休日・夜間を含めた、防災関係機関との連絡体制及び住民との間の伝達体制の整備のため、平常時から全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線(同報系)の適切な運用、整備等を図るとともに、実際の災害時に有効に機能し得るよう、通信施設の整備点検を行うこと。点検に当たっては、風水害による通信施設への影響の防止・軽減の観点から、特に以下の事項について留意すること。

- ・無線施設に対する浸水防止措置の状況の確認
- ・非常用電源装置の点検
- ・防災行政無線施設及び設備のバッテリー等の点検・整備
- ・防災関係機関における代替的な通信機器の保有状況の確認

なお、防災行政無線(同報系)の整備に当たっては、MCA陸上移動通信システムを活用することで、防災行政無線(同報系)と同等の機能をより安価に設けることが可能である。双方向通信やテレメータとの連携等の利活用の高度化が可能なデジタル方式での導入を検討すること。消防本部等に遠隔制御装置を設置することで、夜間でも迅速に起動できる体制を確保すること。

### (4) 災害危険箇所等に対する措置

洪水や高潮等による浸水想定区域や内水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害発生のおそれのある危険箇所等や避難場所、避難経路等の情報について、ハザードマップの策定・配布、標識の配置、広報誌、パンフレット等の配布、インターネットの利用、説明会の開催等により、平常時から地域住民に周知徹底を図ること。

例年、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の指定区域以外の箇所においても土砂災害が発生していることから、地形、地質、土地利用状況、災害履歴、最近の降雨状況等を勘案し、従来危険性が把握されていなかった区域も併せて再点検を行うなど、適切な措置を講じること。

指定した避難所が災害発生のおそれのある区域に含まれるか等について点検し、避難路・避難所の安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の対応についても配慮の上、必要な見直しを行うこと。

その際、休日・夜間等における避難所の開設、避難所における生活環境等にも支障がないように努めること。

#### (5) 災害時要援護者の避難対策の推進

(ア) 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改訂）」等を参考に、自主防災組織、医療関係者、福祉関係者等との連携の下、災害時要援護者の避難支援計画（以下、「避難支援プラン」という）の整備等を推進すること。特に、避難支援プランの全体計画等について、未策定の市町村にあっては、防災担当部局と福祉担当部局が連携の上、速やかに策定すること。

また、「災害時要援護者の避難対策事例集（平成22年3月）」を参考とし、実効性ある避難支援対策を推進すること。

(イ) 高齢者福祉施設などの災害時要援護者関連施設については、平素から、立地条件の把握、施設周辺のパトロール体制の確認を要請すること。また、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ施設への平常時、緊急時における適切な情報提供、的確な避難誘導體制等の再点検を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努めること。

特に、水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）において、市町村は、浸水想定区域の指定や土砂災害警戒区域の指定があったときは、災害時要援護者等が主に利用する施設への洪水予報等や土砂災害に関する情報、気象予報及び警報の伝達方法等について定めることとされているので留意すること。

#### (6) 地下空間等における浸水対策

地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性について、事前の周知を図り、地下空間の施設管理者と連携し、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水時には迅速かつ的確な洪水情報等の伝達、利用者等の避難のための措置等を講じること。

豪雨時に冠水する可能性のある道路区間（アンダーパス部等の前後に比して局部的に低下している区間）について、道路管理者や関係機関と連携し、洪水時には迅速に状況を把握し、注意喚起や通行止め等適切な措置を講じること。

#### (7) 河川増水による水難事故防止対策

大雨後の河川増水時には、河川管理者と連携の上、河川敷でレジャーやイベントを行う者等に対し、速やかに安全な場所へ避難するよう注意を促すなど適切に対応すること。

局地的大雨により中小河川が急に増水する事例が発生していることを踏まえ、平素から行楽者等に対する水難事故の危険性についての啓発に努めること。非常時には行楽者等に対して注意を促すなど水難事故防止に努めること。

#### (8) 二次災害防止に向けた対策

最近の大雨、地震、津波、火山噴火等により災害を被った地域については、地盤の緩み、堤防や排水施設等の損壊、降灰等により、通常よりも災害が発

生しやすい状況にあると考えられることから、二次的な災害の防止に努めること。

### (9) 防災訓練の実施等

消防団及び自主防災組織の充実強化を図るとともに、消防団及び自主防災組織を始めとした地域住民の積極的な参加の下、関係機関と連携し、情報の収集・伝達、避難、通信、救出・救護等の実践的な防災訓練を平素から実施し、実際に災害時に適切な行動ができるか検証しておくこと。

なお、災害発生時に市町村等の防災担当職員、消防、警察、住民等が迅速・的確に行動できるようにするための図上訓練の実施や、市町村等の防災担当職員の防災に対する意識を高め、危機管理能力を向上させるための各種研修の実施についても検討すること。

### (10) 住民への周知普及啓発等

(ア) 地域住民、児童・生徒等に対し、災害発生時に伝えられる防災情報についての対応方法等について明らかにしておくとともに、平常時から早期避難の重要性について周知すること。その際、浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合その他不測の事態となった場合の避難の在り方についても併せて周知すること。また、住民等からの前兆現象、災害発生情報等を収集できるよう、日頃から通報先を住民等へ周知しておくこと。

(イ) 各種媒体を活用し、具体的かつ分かりやすい形で、災害の前兆現象や危険性など災害に関する知識の普及啓発に平素から積極的に努めること。この際、障がい者や外国人等に配慮した内容になるように努めること。

特に、事故防止の観点から、台風や大雨の際の外出や田畑の見回り、屋根など屋外の高所に上がることを極力控えることや、河川や海岸・岸壁等危険な箇所には近づかないこと等、風水害の危険性について、气象台等と連携し平常時から住民への周知を徹底すること。

## 2 都道府県の対策

都道府県におかれましては、以下の項目に沿った取組の推進を図っていただくようお願いいたします。

### (1) 災害応急対策の実施体制の確立

(ア) 気象情報等により災害の発生が予想される場合には、速やかに職員の動員配備等を行い、防災情報の収集に努めること。また、電気・水道等ライフライン管理者、交通機関等に対しても早急に注意を喚起し、又は警戒等の要請を行うこと。

災害対策上必要があるときは、災害対策本部の速やかな設置等により、防災体制の強化を図ること。

(イ) 台風の接近等により相当程度の被害の発生が懸念されるときは、消防庁から関係都道府県等に対し警戒情報等を発することとしているので、適切に対処すること。

(ウ) 市町村と緊密な連絡を行い、市町村からの報告及び自らの情報収集等により

被害状況、避難勧告等の情報を迅速かつ的確に把握し、その後の被害状況の推移について適切に見定め、必要な対応を行うこと。

被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁へ報告すること。

甚大な被害が発生すると見込まれる場合には、関係機関とも連携し、消防機関の県内応援及び緊急援助隊の活用など地方公共団体相互の広域的な応援活動により迅速な救助活動等に万全を期すること。なお、あらかじめ関係機関の連絡先の確認・点検を行うこと。

また、自衛隊の出動要請については、事前に所要の手続きや要件等を、市町村を始めとした関係機関等との間で確認しておき、関係法令及び地域防災計画等を踏まえ、的確に行うこと。

被害状況の把握に当たって当該都道府県の警察本部と密接な連絡を保つこと。

## (2) 災害危険箇所等に対する措置

市町村が作成するハザードマップについて、住民が避難行動を行う上での一助となるよう、気象台・国土交通省河川事務所等の関係機関と連携し、説明会の開催やデータの提供等、砂防、河川、治山及び農業用施設等の専門的知見に基づく技術的助言等を行うこと。

## (3) 避難勧告等の発令・伝達

(ア) 市町村が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月）及び「「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の周知徹底について（平成21年5月22日4府省庁共同通知）」などを参考にして、避難勧告等に係る発令の判断基準等の作成や再点検を行うに当たり、気象台や河川事務所等と連携し、説明会の開催や技術的助言等の支援を行うこと。

(イ) 大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報など気象に関する情報について、市町村の的確な避難勧告等の発令に資するため、平常時から気象台と連携し、できるだけ分かりやすく市町村に情報提供するとともに、市町村担当者の理解の向上を図ること。

都道府県が提供している土砂災害警戒情報を補足する情報（例：土砂災害危険箇所、1km格子の土砂災害危険度等）についても市町村に周知徹底すること。

(ウ) 市町村の避難勧告等に関する意思決定に対する助言、気象台から都道府県への要員派遣等、国・都道府県・市町村間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておくこと。

また、災害の発生により、避難勧告等の発令を行うことができなくなった市町村が生じた場合に、都道府県において代行するための体制をあらかじめ整備しておくこと。

市町村が災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて職員を市町村に派遣するなど、砂防、河川、治山及び農業用施設等の専門的知見に基づく技術的助言、市町村からの情報収集、応援要請の調整等を行うこと。

(エ) 災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等について放送事業者とあらかじめ申し合わせる。関係機関の防災連絡責任者を定めたりリストを作成

し共有することにより、放送事業者と連携した避難勧告等の伝達体制を確立すること。

#### **(4) 災害時要援護者の避難対策の推進**

(ア) 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成 18 年 3 月改訂）」等を参考に、市町村が災害時要援護者の避難支援計画の整備等を推進するに当たり、説明会の開催や技術的助言を行うこと。

「災害時要援護者の避難対策事例集（平成 22 年 3 月）」を参考とし、実効性ある避難支援対策を推進すること。

(イ) 高齢者福祉施設などの災害時要援護者関連施設について、施設の立地条件や非常災害に対する具体的計画の策定の再点検等を実施すること。

#### **(5) 災害被害軽減のための各種対策の推進**

市町村が実施する防災に関する取組（例えば「市町村の対策」（5）～（10）等）を推進するため、気象台等の防災関係機関と連携しながら必要な助言や協力等を行うこと。